令和5年度 「介護支援専門員への個別相談」について

1 目的

医療と介護の連携を推進し、在宅患者の療養環境の更なる充実を図るため、訪問 看護支援センターにおける相談体制を強化する。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 事業内容

介護支援専門員が抱える医療依存度の高い事例等の個別相談

医療依存度の高い事例の在宅移行に向けた準備、在宅における看取りへの対応、 療養者の症状の変化に応じた療養等の事例について、介護支援専門員に対して高度な 知識と経験をもつトータル・サポート・マネジャーが個別相談に対応します。

- (1)対応内容は下記の通りです。
 - ①事業所内の相談体制の整備
 - ・トータル・サポート・マネジャーの所属する訪問看護ステーション内で、介護 支援専門員から相談が受けられる体制を整備します。
 - ②対面相談
 - ・介護支援専門員がトータル・サポート・マネジャーの所属する訪問看護ステーションに来所したり、トータル・サポート・マネジャーが居宅介護支援事業に出向き、介護支援専門員に対面での相談支援を行います。
 - ③同行訪問
 - ・必要に応じ、トータル・サポート・マネジャーが介護支援専門員と利用者宅に 同行訪問して、介護支援専門員に相談支援を行います。

(2)具体的な相談内容

- ①利用者の疾患や治療方針の理解
- ②利用者の状態や療養環境、医療ニーズのアセスメント
- ③在宅療養に向けて利用者の意思を尊重した医療的ケアや環境整備
- ④訪問看護等の医療系サービスの導入方法
- (5) その他

4 経費

相談は無料

(ただし、相談を受けた訪問看護ステーションには審査の上、相談支援経費及び 相談支援通信費が県より支払らわれる)